

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 12 月 27 日経企第 2456 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (ギガホ増量キャンペーンの適用)</p> <p>3 当社は、この附則実施の日から当社が別に定める日までの間において、基本使用料の料金種別がギガホ 2 又はギガホの X i について、料金表第 1 表第 3 (通信料) の規定にかかわらず、そのギガホ 2 又はギガホの X i に係る定額上限データ量を 60GB とする取扱い (以下、この附則において「ギガホ増量キャンペーン」といいます。) を適用します。 (注) 第 3 項に規定する当社が別に定める日は、当社がギガホ増量キャンペーンの適用を終了することとなる日の 1 か月前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>